

【新旧対照表】

当座勘定規定（一般）

改定前	改定後
<p>8. 手形、小切手用紙 (1) ~ (4) (省略)</p> <p>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、 <u>必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p>(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>8. 手形、小切手用紙 (1) ~ (4) (省略)</p> <p>(削除)</p> <p>(5) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>(6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>
<p>1 3. 支払保証に代わる取扱い 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u></p>	<p>1 3. 支払保証に代わる取扱い 小切手の支払保証はしません。 (削除)</p>

当座勘定規定〈専用約束手形口（マル専）用〉

改定前	改定後
<p>8. 手形用紙 (1) ~ (2) (省略)</p> <p>(3) 手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。</p> <p>(4) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</p> <p>(5) 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>(6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>8. 手形用紙 (1) ~ (2) (省略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(3) 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>(4) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>
<p>9. 手数料 <u>前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当行所定の手数料を支払ってください。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>以降、条番号繰上げ</p>

当座勘定規定〈個人当座(パーソナルチェック)用〉

改定前	改定後
<p>8. 手形、小切手用紙 (1) ~ (4) (省略)</p> <p>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、 <u>必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p>(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>8. 手形、小切手用紙 (1) ~ (4) (省略)</p> <p>(削除)</p> <p>(5) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>(6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>
<p>1 3. 支払保証に代わる取扱い 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u></p>	<p>1 3. 支払保証に代わる取扱い 小切手の支払保証はしません。 (削除)</p>

納税準備預金規定

改定前	改定後
<p>5. 預金の払戻し (1) ~ (3) (省略)</p> <p>(4) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当行は直ちに租税納付の手続きをします。<u>ただし、当行で取扱うことのできない租税については納付先宛の銀行振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。</u></p> <p>(5) (省略)</p>	<p>5. 預金の払戻し (1) ~ (3) (省略)</p> <p>(4) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当行は直ちに租税納付の手続きをします。 (削除)</p> <p>(5) (省略)</p>